

# 災害時のお役立ち情報

災害時の備えとして、ご活用ください。

## 青葉区防災アプリ

横浜市青葉区の災害・緊急情報を取得できるアプリです。



青葉区の災害情報や区政情報はFMサルースのアプリから!!

アプリを無料でダウンロード

『FM++(エフエムプラプラ)』は災害情報や緊急情報をPUSH配信により取得できる無料ラジオアプリです。

FMサルース 検索  
FMプラプラ 検索

こちらの二次元コードからダウンロードページへアクセス!



このアプリに関するお問い合わせ 横浜コミュニティ放送株式会社 (FMサルース) ☎330-5322

## Net119

聴覚・言語機能障害のある方が音声によらない緊急通報ができるアプリです。



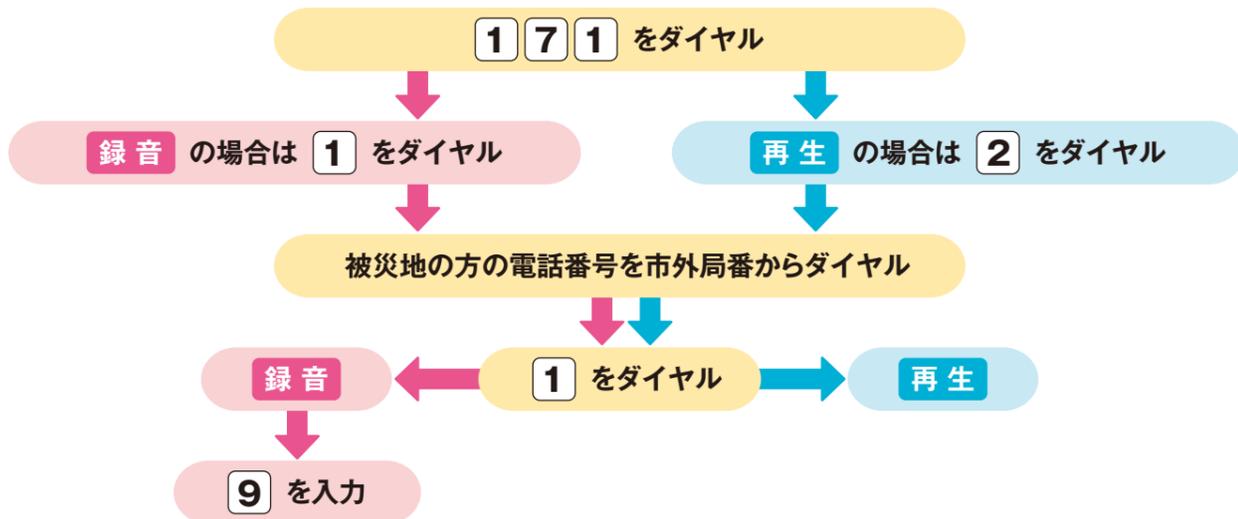
このアプリに関するお問い合わせ 横浜市消防局司令課 ☎334-6725 FAX:334-6720

## 災害用伝言ダイヤル

災害時に被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

### ご利用方法

- 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生をおこなってください。
- 録音された伝言は被災地の方の電話番号を知っている全ての方が聞くことができます。



### あおば災害ネットのお問い合わせ

※制度概要のお問い合わせは、どの担当でも承ります。

令和3年3月発行

民生委員に関することは

福祉保健課 運営企画係  
☎978-2433  
FAX:978-2419

地域防災拠点や防災に関することは

総務課 庶務係  
☎978-2213  
FAX:978-2410

福祉・介護サービス等に関することは

高齢・障害支援課 高齢・障害事務係  
☎978-2444  
FAX:978-2427

## 青葉区災害時要援護者避難支援システム

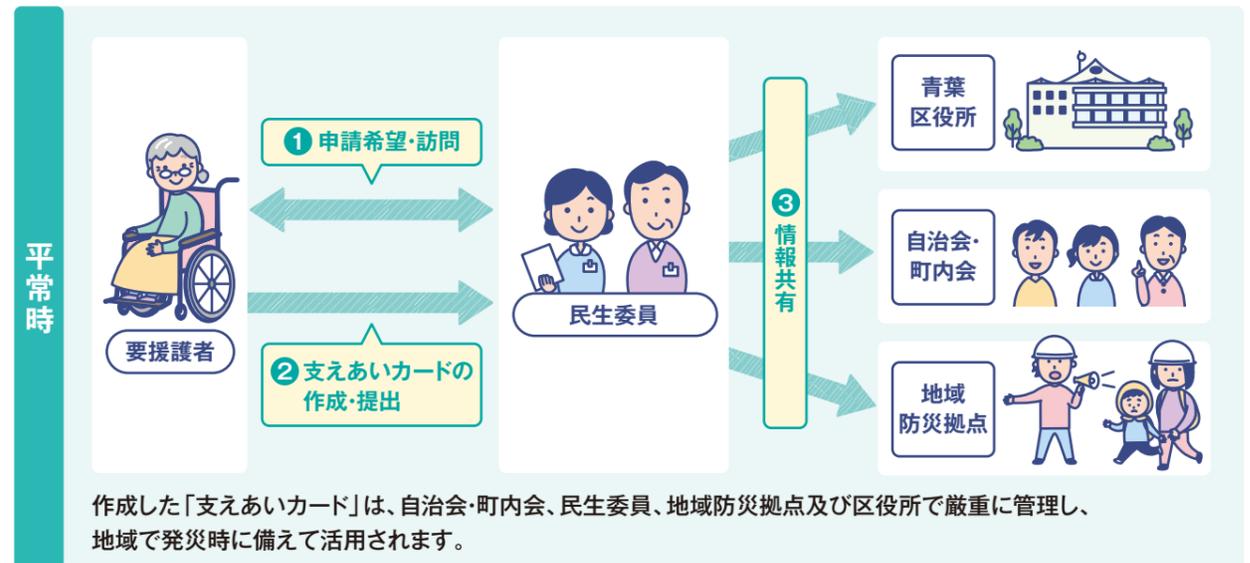
# あおば災害ネット



「あおば災害ネット」は、災害発生時、要援護者（お一人では避難が困難な高齢の方や障害のある方等）の安否確認や避難誘導が近隣の助け合いのもと円滑に進むよう、地域であらかじめ該当世帯を把握するものです。

大規模な災害が発生した時、救出救助をはじめ、行政からの支援は皆さんのもとへすぐは届かない場合があります、特に災害発生直後の避難支援には地域の協力が欠かせません。

登録を希望する方へは、民生委員がご自宅を訪問し、一緒に「支えあいカード」を作成します。このカードにより、支援が必要な要援護者の情報を地域が共有し、災害に備えることを目的としています。



# 申請から登録までの流れ

## STEP 1

### 申請希望

対象となる方は、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯、家族が働いていて日中は一人、認知症や障害がある等、災害時の避難に不安を感じている方です。

希望される方は、地域の担当民生委員へお申し込みください。担当民生委員がわからない場合、福祉保健課運営企画係(☎978-2433)へ連絡ください。

## STEP 2

### 民生委員と一緒に「支えあいカード」の作成

ご自宅に民生委員が訪問し、かかりつけ医や支援が必要な状況を聞き取り、緊急時の連絡先等の確認を行って一緒に作成します。

※「民生委員」とは、見守り訪問や地域活動を行う「地域のつなぎ役」です。厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員で区内で約300人が活動しています。



## STEP 3

### 地域で情報共有

作成した「支えあいカード」は民生委員が預かり、区役所に提出されます。その後、原本を区役所で、写しを自治会・町内会、民生委員及び地域防災拠点で、それぞれ厳重に管理します。登録者の情報は集約表にまとめたり、登録者の情報入りの地図を作製したり、防災訓練に利用する等、災害発生時に備えて地域で活用されます。

青葉区では

「あおば災害ネット」の登録者に「あんしん情報ボトル」を配付します。

「あんしん情報ボトル」はプラスチック製の筒で、中に「支えあいカード」の本人控えを入れて、冷蔵庫で保管します。

災害時にはボトル内の情報を避難の際に役立てます。

#### 「あんしん情報ボトル」はこんな活用方法もあります。

保険証のコピー、かかりつけ医の診察券のコピー、お薬手帳のコピー、緊急連絡先なども一緒に保管します。こうすることで災害時だけでなく急病などの際に、救急隊が活用することもできます。かかりつけ医などの医療情報があれば、搬送先の病院との調整に役立ちます。

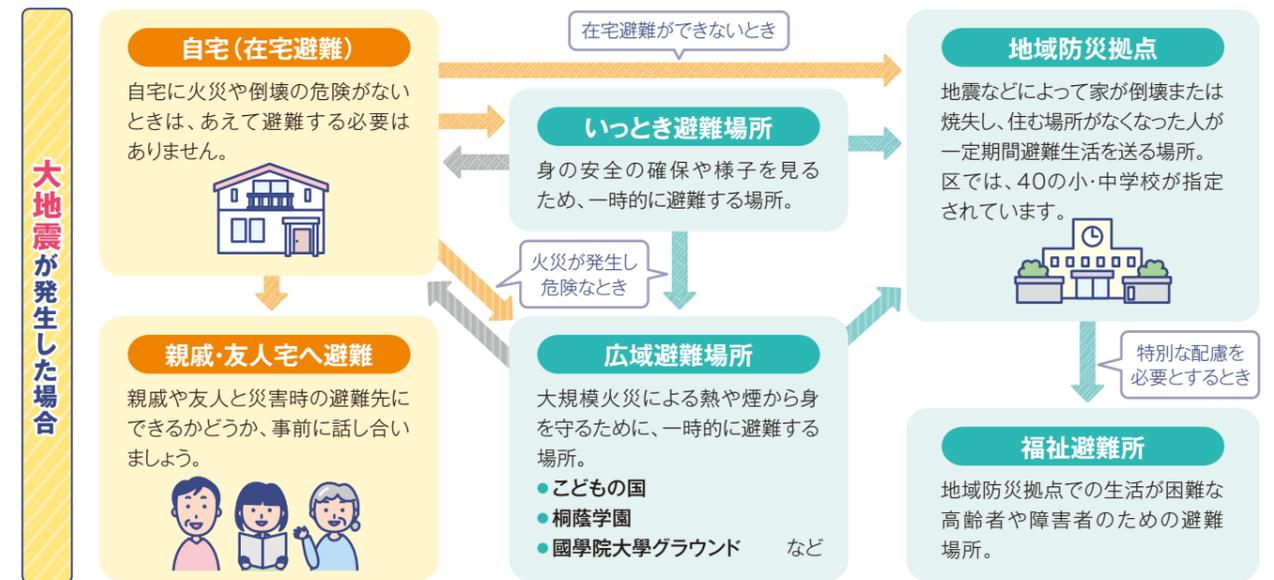


# よくあるご質問

- Q** 「支えあいカード」を作成し、あおば災害ネットに登録すると災害発生時に必ず支援を受けることができますか？
- A** 災害時の避難支援等は、「ご近所の助け合い」のもと成り立っています。発災時は、地域の支援者自身が被災する状況も考えられますので、「支えあいカード」に登録された方への支援を必ずしもお約束するものではありません。
- Q** 災害時の支援以外に、日常的な見守りの支援はありますか？
- A** 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び日中独居の方で希望をする方には、民生委員が定期的な訪問をする支援があります。地域の担当民生委員へお申し込みください。担当民生委員がわからない場合、福祉保健課運営企画係(☎978-2433)へご連絡ください。

# もしも今、地震が発生したら？

今後30年以内に横浜市で震度6以上の大地震が発生する確率は、82%といわれています。大地震へ備えるために、できることから始めましょう。



## 〔参考〕大地震と風水害の避難場所の違いは？

	大地震	風水害
避難先	市立の小・中学校など地域ごとに指定された「地域防災拠点」	市立の小・中学校など安全な経路が確保できる「風水害の避難場所」
開設基準	市内で震度5強以上を観測した場合、区内40カ所に一斉開設	3つの状況を基準に避難勧告等を発令、避難場所を開設 <b>状況Ⅰ</b> 土砂災害警戒情報の発表(可能性があるとき) <b>状況Ⅱ</b> 河川の増水による洪水の発生(恐れがあるとき) <b>状況Ⅲ</b> 区内全域で多くの被害の発生(恐れがあるとき)
避難の目安	家屋の倒壊などにより、自宅で生活ができなくなったとき	地域に避難情報等の発令や危険を感じたとき
物資の配布	被災生活で必要最低限の物資を配布 ※在宅避難者分も地域防災拠点で配布	原則配布なし
開設・運営者	自治会・町内会が中心の運営委員会、避難者	市職員など